



第八巻 第五號

所館和 行書良 民書所 公函行 村集編 方城荒 刊印 冷平田印 八幡市折尾町国道筋

教育委員会とはどんなものか

教育長 荒木良和

地方教育委員会は生れて僅か十ヶ月足らずの赤子である。それも月滿ちた健康体で生れたのならば、またしも「占領教育の申し子」とか「抜打解散の落し子」とか謂はば月足らずの子で、とかく評判の芳しくなかつた地教委、昨年十一月一日全国一斉に誕生した。設置に至る迄の経緯には色々問題も多く批判も亦厳しいものがあつたけれども、生れた以上は健全に育てあげ、世の為、人の為め、ひいては世界人類の福祉増進の為め貢献せしむるよう助長育成する事は、親として子に対する止むに止まれぬ絶大無限な愛情ではあるまいか。また此の愛情なくして子はすこやかに育たない。方城村の皆さん我が郷土の教育委員会をよく理解し、協力し、より健全に育て、行うではありませんか。それでは郷土の教育委員会とはどんな性格のものであるか。案外知られていないと思れるので地教委の手引を抄録して皆さんと共に充分検討していきたいと思う。もともとと教育委員会法の趣旨は、教育の民主化、教育行政の地方分権、

国民の意志によつて国民の教育を国民の手で行うこと、戦前の教育行政は文部大臣を頂点とする官僚の中央集権の系統に属する地方長官(知事)の手で行われていた。また教育関係の法律や法規は、殆ど総てが勅令以下の法例で定められていた。こうした制度や措置が自然に教育を国民から遠ざけ、画一的な形式

的な悪い面が強く出てくる結果となつて来た。教委法は何よりも教育を国民のものとし、国民自からの手によつて教育を管理し、運営しようとするもので、そのために住民が選挙によつて代表者である委員を決め、その委員会が教育行政を司ることになつて居る。これが教委法の第一のねらいである。

② 教育行政の地方分権

地方自治の精神が民主政治の基礎となるように教育行政も地方自治の精神に則ることが必要で、そのためには教育の中央集権を打破つて教育行政を出来るだけ地方に委譲することが必要である。教委法はこのため都道府県と市町村に教委を設け、原則としてこの兩者の委員会に同等の権限が与へられて居る。また中央から、これ等の委員会に大中の権限を移し、かつ中央、地方を通ずる、かつの上と下との指揮命令系統を切り離すなどの方法がとられて居る。教育の地方分権が、これによつて期待されるわけである。

③ 教育の自主性確保

「教育が不当な支配に服することなく」と、委員会法的一条で述べられているが、教育の自主性確保と云うのは、この「不当な支配」に服することなく、常に理想にもとめて教育の目的を達成していくということに過ぎる。

戦前の中央集権制度や官僚制度のもとでなめた苦い経験あるいは、軍部からの圧迫やドウカツなどを顧ると教育の自主性を確保することが、如何に大事なことであるかが判るだらう。このような経験と反省から教育

委員会は原則として知事又は町村長の下に属するものではなく、その地方に於ける最高のそして独立の教育行政機関の資格が与えられて居ることを、充分認識すべきである。制度の上では以上の通りだが、その運営の実際には教育をならんかの目的のために利用したり、或は特定の思想で教育をゆがめたりするような危険な人物や動が現れるかも知れない。このような不当な支配に対し

団員の資質向上を

目的とする講習会を省みて

五月二十三日、二十四日の二日間にはわたつて行はれた講習会は、私達方城村青年団としては、初めての行事でした。然し四十数名の男女青年が一堂に会し、精神講話に傾聴し、又レクリエーションに、遊技の楽しさを味ひ、終始和やかに規律正しく行はれた事は本当に喜ばしいことでした。

青年学級の発展を念願して

社会教育係 辰 己 半 蔵

独立国家としての第二年度を迎えるに当り、内外の複雑な諸情勢の推移に対処し、民主的文化国家の再建を期するには、その地域社会に於ける文化の発展が基礎であり、それには各人の道義節儉の高揚が根本的な問題であります。

之にかんがみ、社会教育のよりよき振興に意をつくし、力を注ぎ、方城村文化の発展を図る事が肝要であります。

現在の社会状況下に於いて、社会教育の重要な役割と、青少年不良防衛対策等の観点より、青年学級のよりよき発展を念願して止みません。思うに方城村の文化発展を約束する心から期待して止みません。

此のように私達は、やれば出来るのです。只今は此のような機会を作らなかつただけではないでしょうか。私達は村当局の多大な御支援と団員各自の自覚によつて行はれた講習会を通じて、確固たる自信を持ち、次の世代を背負つて行く立派な一員とならん事を誓うものであります。

今後とも度々此のような講習会を開き、一歩一歩前進を目指し村のため、大きくは独立日本の発展を計る良き人間となり度く思つて居ます。終りに際しまして講習会に絶大なる御支援を下さいました村当局並に終始熱心に御指導下さいました公民館荒木、永末両先生に厚く御礼申し上げます。

方城村青年団長 川井 義友